

平成29年（ワ）第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 ● ● ● ● 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

専門委員の選任及び関与に関する意見書

平成30年11月30日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男
外

第1 意見の趣旨

原告らは、大気拡散モデルに関する専門委員として、国立研究開発法人国立環境研究所に所属する大原利真氏の選任を希望する。

第2 意見の理由

- 1 原告らが求める本件差止めの可否を判断するにあたっては、原告ら提出の大気拡散濃度上昇量と疫学知見による死亡者数などの推算結果（甲A11）の信用性が、重要な争点になると予想される。大気拡散モデル自体が専門的な分野であるから、裁判所が甲A第11号証の信用性を判断するために、大気拡散モデルの概念、原告らが使用したCALPUFFモデルの

特徴、CALPUFFモデルによる計算結果と別の大気拡散モデルによる計算結果の比較、ひいては原告らの主張の科学的合理性について、中立の立場で学術的な意見を述べうる専門委員を手続に関与させ、説明を聴く機会を設けることが不可欠と思料する。

- 2 人選については、公的研究機関で長くPM_{2.5}等の大気汚染物質の大気拡散モデルの研究に関わり、PM_{2.5}の危険性に関する国内外での議論にも詳しい研究者を選任するのが適切であり、原告らは、国立研究開発法人国立環境研究所フェローの大原利真氏の選任を希望する。

同氏の経歴は、添付資料のとおりである。

また、同氏は、本件で専門委員に選任されている内山巖雄氏が座長を務めた「微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する専門家会合」において専門委員を務めている。その専門家会合（専門委員は7名）では、大原利真氏は、唯一の大気汚染拡散モデルの専門家である。すなわち、日本において、大原利真氏は、文字通り大気汚染拡散モデルの第一人者といえる存在である。

その意味で、PM_{2.5}の大気拡散が大きな争点となっている本訴訟での専門委員として最も適任だと思われる。

以 上

添 付 資 料

国立環境研究所HPの大原利真氏に関する部分